

### 3. 後期高齢者医療保険料

被保険者の皆さまが支払っている保険料は、北海道後期高齢者医療広域連合が2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。今年はその改定1年目になり、被保険者全員が負担する「均等割」と前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額になります。

2018(平成30)年度保険料額決定通知書及び納付通知書(普通徴収)、特別徴収開始通知書を7月中旬に送付いたします。

本年度の保険料率は次のとおりです。

所得割 (%)	( )の数字は前年度
所得割 (%)	10.59 (10.51)
均等割=[ ]は軽減基準所得 (円)	50,205 (49,809)
9割軽減額 [33万円かつ被保険者全員が年金収入80万円以下でほかの所得がない]	5,020 (4,980)
8.5割軽減額[33万円]	7,530 (7,471)
5割軽減額[33万円+27.5万円×世帯の被保険者数]	25,102 (24,904)
2割軽減額[33万円+50万円×世帯の被保険者数]	40,164 (39,847)
賦課限度額 (円)	620,000 (570,000)

#### 保険料の納付方法の変更

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料に関して、年金からのお支払い(特別徴収)をしている方、または特別徴収開始通知書によって10月以降特別徴収となる方は、口座振替による保険料支払いに切り替えることができます。

10月以降の特別徴収分から口座振替に切り替えをご希望の場合は、役場の国保担当窓口(または収納担当窓口)で、「7月31日(火)まで」に納付方法の変更を申し出てください。

#### ▶手続きに必要なもの

本人の保険証、振替口座の預金通帳、通帳のお届け印

※介護保険料は、納付方法を変更できません。

#### 保険料の納期限

第1期	7月31日(火)
第2期	8月31日(金)
第3期	10月1日(月)
第4期	10月31日(水)
第5期	11月30日(金)
第6期	12月28日(金)
第7期	来年1月31日(木)

大雪地区広域連合の国民健康保険料(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)の納期限は次のとおりです。

納期限を過ぎますと延滞金が徴収される場合がありますので、ご注意ください。期限内の納付が難しい場合は、分割納付制度などもありますので、税務課納付相談窓口でご相談ください。

### 2. 介護保険料

介護保険給付費等に係る費用の財源は、第1号被保険者(65歳以上)、第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の皆さまが納める保険料と、公費(税金)です。その負担割合は、3年ごとに策定する介護保険事業計画で見込まれる大雪地区広域連合全体の介護サービス量(費用)に基づいて計算しています。本年度から2020年度まで3年間の保険料の基準額は72,929円(月額相当6,077円)です。介護保険制度の内容は、別添の介護保険パンフレットでご確認ください。

#### 大雪地区広域連合の介護サービスにかかる費用(全体100%)

公費負担(国、道、広域連合) (50%)	第1号被保険者の保険料 (23%)	第2号被保険者の保険料 (27%)
-------------------------	----------------------	----------------------

#### 第1号保険者の介護保険料段階と保険料額(2018-2020年度)

所得段階	対象者要件	基準額に対する割合	保険額 (年額、円)
第1段階	「生活保護の受給者、世帯全員住民税非課税で老齢福祉年金の受給者または本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計額」が80万円以下	基準額×0.50 公費軽減後 (基準額×0.45)	36,500 公費軽減後 (32,800)
第2段階	世帯全員住民税非課税で、「本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計額」が80万円を超え120万円以下	基準額×0.70	51,000
第3段階	世帯全員住民税非課税で、「本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計額」が120万円を超える	基準額×0.75	54,700
第4段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、「前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計額」が80万円以下	基準額×0.88	64,200
第5段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、「前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計額」が80万円を超える	基準額 72,929×1.00	72,900
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得120万円未満の方	基準額×1.26	91,900
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得120万円以上200万円未満	基準額×1.30	94,800
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得200万円以上300万円未満	基準額×1.57	114,500
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得300万円以上400万円未満	基準額×1.60	116,700
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得400万円以上600万円未満	基準額×1.87	136,400
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得600万円以上800万円未満	基準額×2.13	155,300
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得800万円以上1,000万円未満	基準額×2.33	169,900
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得1,000万円以上	基準額×2.53	184,500

お問い合わせ

大雪地区広域連合国民健康保険対策室、介護保険対策室 ☎(直)82-3697  
納付相談窓口→役場税務課税務収納室 ☎82-2111(内線121)